

# 公共ライドシェア (交通空白地 自家用有償旅客運送) の活用 について

公共ライドシェアとは、

バスやタクシーによって移動手段を確保することが困難な地域において、住民等の移動の足を確保する必要性に鑑み、市町村、NPO法人等が、自家用車を活用して提供する非営利の旅客運送です。

この公共ライドシェアは、道路運送法に基づき登録を受け、輸送の安全の確保のため必要な措置を講じた上で、運行 されております。

<導入状況：令和8年3月末時点>  
865団体、6,307両  
(全国1,741の市区町村のうち681の市区町村(39%)が導入)



※ 要介護者や身体障害者等のための自家用福祉有償運送も、同じ安全措置が講じられています。

- ◎ 緑ナンバーに準じた安全対策を講じております。公共ライドシェアの運送主体が責任を負い、輸送の安全確保を図っております。

公共ライドシェアの登録時には、

- 運転者に対して、国土交通大臣の定める講習の受講
- 運送主体による、自動車運送事業に準じた運行管理や車両整備管理の実施
- 運送主体による、任意保険への加入

を義務付け、これらの順守を登録時に確認しております。

- ◎ 2年ごとの運送主体の登録更新時に、運転者の事故や法令違反の状況を確認し、悪質な場合には更新を取り消す等の措置を講じております。
- ◎ バス、タクシー事業者の協力による取組も広がっております。

ノウハウを有するバス・タクシー事業者に委託して運行管理や車両の整備など安全対策を講じる取組が全国で急速に普及しております。

## 公共ライドシェアの安全確保 ① 運転者の資質

地域住民等が協力してドライバーとなる場合も多いこと等も踏まえながら、安全運行に必要な資質を確保するため、公共ライドシェアの運転者の資格として、

- ・ **第2種運転免許**の保有 または
- ・ **第1種運転免許**の保有
- + **国土交通大臣認定の講習**の受講

のいずれかを満たしていることを求めています。

(交通空白地有償運送運転者講習)

講習の科目	必要時間	講習内容
1 関係法令等に関する講義	20分	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識等
2 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義	50分	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等
3 運転方法に関する講義	40分	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等
4 運転方法に関する演習	受講者一人当たり20分	運転方法及び利用者の視点

## 公共ライドシェアの安全確保 ② 安全運行の体制

- 公共ライドシェアの運送主体には、**法律に基づく講習を受講した「運行管理責任者」の選任が義務付け**られています。
- 運行管理責任者は、法律に基づき**自動車運送事業に準じた運行管理**を実施しています。
  - **運転者の管理、指導監督**（運転者要件への適合確認、運転者台帳等の管理、運転者への安全運転、業務記録の作成、健康診断の受診等に関する指導）
  - **点呼の実施**（**アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認、疾病・疲労の確認等**）
  - **運行計画の作成**（交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保等を含む）等
- 公共ライドシェアの運送主体には、車両の整備や事故発生時の対応にも万全を期すため、**整備管理責任者や事故対応責任者の選任も義務付け**られています。

## 公共ライドシェアの安全確保 ③ 任意保険への加入

- 公共ライドシェアの運送主体には、**自動車運送事業者と同様の任意保険（自動車保険）への加入が義務付け**られています（対人賠償責任保険 保険金額：一人につき8,000万円以上、対物賠償責任保険 保険金額：一件につき200万円以上）。

※ 運送主体が地方公共団体である場合を除く。

**国土交通省では、引き続き「地域の足」と「安全」の確保に万全を期して参ります。**

<参考：公共ライドシェアの事故発生状況（令和6年度実績）>

- 死亡事故：0件
- 重大事故（乗客、乗員又は歩行者1名以上の重傷者）：4件



公共交通利用促進キャラクター  
「のりたろう」